

J A 福光の現況

(令和3年度福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



福光農業協同組合

目 次

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（3年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	3
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	20
7. 主な事業の内容	21

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	37
3. キャッシュ・フロー計算書	38
4. 注記表	39
5. 剰余金処分計算書	59
6. 部門別損益計算書	60
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	62
8. 会計監査人の監査	62
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	63
2. 利益総括表	64
3. 資金運用収支の内訳	64
4. 受取・支払利息の増減額	65
III 事業の概況	
1. 信用事業	66
(1) 募金に関する指標	
① 科目別募金平均残高	
② 定期募金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	

⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	73
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 経済事業取扱実績	75
(1) 買取購買品取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
4. 指導事業	75
IV 経営諸指標	
1. 利益率	76
2. 貯貸率・貯証率	76
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	77
2. 自己資本の充実度に関する事項	79
3. 信用リスクに関する事項	81
4. 信用リスク削減手法に関する事項	84
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手リスクに関する事項	85
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	85
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	85
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	86
9. 金利リスクに関する事項	87
【JAの概要】	
1. 機構図	89
2. 役員構成（役員一覧）	90
3. 会計監査人の名称	90
4. 組合員数	90

5. 組合員組織の状況	9 1
6. 特定信用事業代理業者の状況	9 1
7. 地区一覧	9 1
8. 店舗等のご案内	9 2
➤ 法定期開示項目掲載ページ一覧	9 3

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

農業と農協の取り巻く情勢は変革の渦中にあります。また、新型コロナウィルスの感染拡大の終息が見えず不透明な経済情勢が農業および関連事業にも大きな影響をおよぼしています。

このような情勢の中、皆様に協議策定いただいた協同活動強化第15次3か年運動「安心して暮らせる地域社会をめざして」の最終年として、

「未来を拓く持続可能な農業の実現」

「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」

「地域に密着した総合事業体としてのJAのあり方」

の大きな3つの柱のもと、その実践を組合員はもとより地域の皆様と一体となって取り組んで参りました。

本年は協同活動強化第16次3か年運動の初年度として、引き続き財務の健全化、内部管理態勢の整備、コンプライアンス態勢の強化等を図りつつ、今こそ安心して暮らせる地域社会をめざし、組合員の要望に応え、より一層信頼される体制の確立をめざしてまいります。

この冊子は皆様のお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくにあたり、令和3年度の事業実績等を「JA福光の現況」としてとりまとめたものです。ご高覧いただければ幸いです。

今後とも皆様に信頼される農協となるよう役職員全員で努めていきますので、一段のご利用、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い致します。

代表理事組合長　福田　浩司

1. 経営方針

当JAは「信用第一」「相互の信頼感」「創意工夫」の信条のもと、協同活動強化第16次3か年運動を基本に、組合員組織基盤の維持・拡大を図るとともに、競争力の強化と信頼性の向上を図り、組合員と地域の皆様に支持され、安心して利用いただける健全性の高い経営に努めてまいります。

今年は協同活動強化第16次3か年運動の初年度として、財務の健全化、内部管理態勢の整備、コンプライアンス態勢の強化を図ります。また、下記の3本柱により安心して暮らせる地域社会をめざし、組合員及び利用者の要望に応え、より一層信頼される体制の確立をめざしてまいります。

★ 次世代へつなぐ地域農業の実現

- I. スマート農業の推進と労働生産性の向上
- II. 需要に応じた地域農業の戦略
- III. 次世代の農業を担う若者世代の確保

★ 豊かで暮らしやすい地域社会の実現

- I. JA事業を通じたインフラ機能の発揮
- II. JAくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化

★ 次代へつなぐ「地域に根ざした協同組合」を目指して

- I. 持続可能な組織・事業基盤の確立
- II. ニーズを踏まえた事業活動の実践
- III. 自己改革の実践を支える経営基盤の強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバ

ナシスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和3年度）

◇ 全体的な概況

農業・農協をとりまく環境が大きく変化する中で、経営基盤の健全は発展を継続するため、農協法・JAバンク法に基づき「次代へつなぐ協同」をめざして事業に取り組んで参りました。

また、協同活動強化第15次3か年運動「安心して暮らせる地域社会をめざして」の最終年として、「未来を拓く持続可能な農業の実現」、「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」、「地域に密着した総合事業体としてのJAのあり方」の大きな3つの柱のもと、その実践を皆様と共に取り組んで参りました。

また、低コスト栽培技術の取り組み拡大に伴い、中食・外食等の実需者ニーズに応じた米の生産や栽培方法への実践、大型化する農機の整備に対応出来る整備場の新築を行いました。今後も安全安心なふくみつ米の生産に努めていきます。

◇ 信用事業

信用事業では、皆様に積み上げを頂きました貯金は663億5千万円となり、計画比で98.2%となり、貸出金は住宅ローン等のバンクローンや農業資金の利用が55億2千万円となり、計画比102.6%となりました。

◇ 共済事業

共済事業では、「ひと保障推進」と「次世代・次々世代との接点確保」をテーマとし、あわせて「いえ・くるま」分野の保障拡充等に取組み、さらなる地域特性に応じた推進計画の策定・活動の実践と「ひと保障新規」を中心とした次世代・次々世代層への保障提供を強化することで「人生100年3世代」にお役立ていただけるJA共済の実現のため、普及推進に努めてきました。その結果、長期・短期新契約は3,532千ポイントの実績で計画比94.7%となりました。多額の満期によって保有契約高は1,371億円と期首保有高を下回りました。

◇ 購買事業

購買事業では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けつつも感染対策を徹底しながら利用拡大を図ってきました。購買全体の供給高は29億2千万円で、計画比116.4%、前年比121.2%となりました。

◇ 販売事業

販売事業では、トレーサビリティシステムによる情報開示とリスク・危機管理対策の強化、品質（均質）向上対策の強化、農薬の適正使用の啓蒙強化に努めてまいりました。農畜産物あわせた販売品全体で20億3千万円の販売品取扱高となりました。

◇ その他の事業

その他の事業として、会館利用事業では会館の効率的利用とPRに努めましたが、コロナ禍で飲食を伴う会議はすべて中止となり総利益で5百万円、計画比49.7%となったほか、旅行事業でも、JA独自企画を含む団体旅行はほとんどが中止となり、取扱高は5百万円で計画比10.4%となりました。また、介護保険・福祉事業では、介護保険法の見直しがされる中、総利益は8千万円で計画比90.7%となりました。

組合員はじめ利用者皆様の日頃からのご利用に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力をお願いし事業報告と致します。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、南砺市（平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る）を事業区域として、農業を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・新たな農政に対応した持続可能な地域農業の振興
- ・農業所得向上をめざした販売戦略の展開

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳ととやまGAP規範の継続

- ・カドミウム吸収抑制技術対策の徹底と残留
- ・農薬等に対応する危機管理対策の推進

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・安全・安心・信頼される農産物の生産指導
- ・学校給食への食材提供による地産地消の促進
- ・小学生への農業体験（キッズクラブ）による食農教育の推進

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、66,353百万円（うち定期積金の残高は1,162百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	58,438百万円
その他の	7,914百万円
合計	66,352百万円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、5,528百万円となっております。

J Aは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	3,309百万円
地方公共団体	1,563百万円
その他の	656百万円
合計	5,528百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

○ 地域で採れた食材の学校給食への提供

春はアスパラガスやキャベツ、夏には馬鈴薯・玉ねぎ、秋にはキャベツ・ブロッコリーや甘藷等を中心に、管内の小学校に食材として提供しています。

○ 各種文化活動

女性部員を対象に生活文化の向上を図る目的として、環境問題から料理・健康等についての勉強会や趣味の活動を行っています。



○ スポーツイベントの開催

組合員やその家族を対象として各種スポーツイベントを開催し、心身の健康づくりに貢献しています。

○ キッズクラブ

小学生を対象に年間を通じて、田植えや稲刈り、クッキングなどを行ない、食農教育の推進に努めています。



○ ひだまりの会

福祉施設での奉仕活動や地区ごとの「そくさい会（ミニ宅老所）」の開催等、高齢者へのボランティア活動を行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

○ 年金友の会

地区センター毎に会員の親睦会を開催しています。また、会員の誕生日には、お花をプレゼントしています。

○ 共済友の会

地区センター毎に会員の親睦を図っています。

○ 旅行友の会

地区センターを核として国内や海外の旅行を企画・実施しています。

(3) 情報提供活動

○ 農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は農政や営農情報及び地域の出来事を組合員の皆様にお知らせしております。また、皆様からのご意見等も掲載しております。

○ ホームページでの情報伝達、PR

ホームページアドレス <http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレス jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp

◇ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

農業技術・生産性向上に向けた研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み、担い手経営体や農業者等のニーズを把握しサービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の資金ニーズに応えるための農業融資担当者研修を実施し、また、JAバンク農業金融プランナーを配置して、農業者からの幅広い相談に応えることができる態勢整備を行っています。

(3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

融資部門と営農生活部門が連携して農業融資・資金提供を行い、また農林中央金庫や行政・関係機関の担当部署と連携して地域活性化の支援を行っています。

(4) 地域への貢献

地域小学生や未就学児の農業への理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を開催し、農業に関する教材の配布や農業体験学習の受入れ等に取り組んでいます。



5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理室に審査課を設置し融資課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、

内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注:上記内部統制システム基本方針は令和4年6月20日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進

を行うため、各部門にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

信用事業 金融業務課（電話：0763-52-1331（月～金 午前9時～午後4時））

共済事業 共済課（電話：0763-52-1332（月～金 午前9時～午後4時））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

(一社) JAバンク相談所 (電話 : 03-6837-1359)

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

(公財) 日弁連交通事故相談センター (<https://n-tacc.or.jp/>)

(公財) 交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福光農業協組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運用等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。(反社隊的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J Aバンク利用者保護等管理方針

福光農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業

務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本の方針

福光農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 金融共済部の融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。

5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

管理室 電話番号／0763-52-1335

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前9時～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAのすべての部署を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
R3. 4. 19～21	R2決算監事監査	12	10	22
R3. 7. 1～2	第1・四半期末監事監査、第1回内部監査	8	16	24
R3. 8. 30 〃	上半期末購買品・受託販売品棚卸実査 貯蔵品・簡易郵便局資産実査	4	4	8
R3. 10. 15 〃	貯金者データ整備に係る内部監査 余裕金運用に係る内部監査		2	2
R3. 10. 19～21	上半期末監事監査	12	12	24
R3. 11. 24	第2回内部監査(無通告)	1	4	5
R4. 1. 7	R2農協直売に係る共同計算の内部監査		2	2
R4. 1. 27～28	第3・四半期末監事監査、第3回内部監査	8	16	24
R4. 2. 24	子会社「丸一」決算監査	1		1
R4. 2. 28	期末購買品棚卸実査	3	4	7
R4. 3. 1	期末購買品棚卸実査、貯蔵品・郵便局資産実査	1	2	3
監査延べ人数		50	72	122

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年2月末における自己資本比率は、17.58%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	福光農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	977 百万円（前年度 981 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌25ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌26ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌28ページから33ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌34・35ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

生産購買では年間購買体制の徹底と営農指導・販売事業と連携した生産資材の安定供給を、生活購買ではJAらしい組織購買の展開と販売推進、自動車燃料ではきめ細やかなサービスと整備の徹底に心がけています。

◇ 営農販売事業

ライスコンビナート施設（カントリーエレベーター）を核とし、生産履歴の情報を開示しながら、安全・安心な福光米の安定供給に努力しています。

◇ 指導事業

営農指導では各地区担当の営農指導員を置き、高品質・良食味・安全・安心な農産物の生産を柱に、環境保全、後継者の育成、低コスト生産などを推進しています。

生活指導では活力ある組織づくりを中心に、健康な体づくり、安全な暮らしづくり、子供の健全育成、女性の地位向上などを進めています。

〔その他の事業〕

◇ 介護保険・福祉事業

訪問介護事業、居宅介護支援事業と合せて、デイサービス（通所介護事業）を実施し、高齢者の生活支援に努めています。

◇ 簡易郵便局

中山間地における郵便事業の利便性を提供しています。

◇ 旅行事業

国内外の旅行を提供し、組合員や利用者の娛樂とリフレッシュに貢献しています。

(2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」はJA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2021年3月末現在で4,522億円となっています。

【主な貯金商品】

種類	しくみと特色	お預入期間	お預入額
普通貯金 (総合口座)	<p>いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。</p> <p>更にキャッシュカードをご利用になると全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関やコンビニATMもご利用いただけます。</p> <p>総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。</p>	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期貯金	お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。預入期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヵ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しありもできます。	最長3年	1円以上 (ただし通帳式は1万円以上)
変動金利型定期貯金	市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。	6ヵ月以上 10年以内	1回 1,000円以上
一般財形貯金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、3年経過すればいつでもお引出しあります。	3年以上	1回 1円以上
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な貯金です。また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上
財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金作りに最適です。在職中に積立を行い、60歳以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種類	資金用途
住宅ローン	住宅の新築・購入(中古住宅を含む)、土地の購入、住宅の増改築・改装・補修、他金融機関の住宅ローン資金借換
マイカーローン	自動車の購入・付随費用、車検・整備・修理費用、運転免許取得費用、カー用品等の購入、車庫の建設、他金融機関のマイカーローン資金借換
フリーローン	自由 ※事業性、投機性、不動産資金は除く
教育ローン	入学・在学の費用、他金融機関の教育ローン資金借換
リフォームローン	住宅の増改築、住宅設備機器購入、造園等の住宅周辺施設改修、他金融機関のリフォームローン資金借換
カードローン	自由 ※事業性、投機性、不動産資金は除く
教育カードローン	教育に関する一切の資金
農機ハウスローン	農機具の購入費、点検・修理費用、車検費用、購入に付帯する費用、保険掛金、他金融機関の農機具ローン資金借換、パイプハウス・格納庫建設資金
農業近代化資金	農業施設の建設・購入・改良・復旧資金、農業機械の購入・改良・復旧資金、果樹花木の植栽・育成費、家畜の購入・育成費、長期運転資金
農機具ローン	農業機械全般の購入資金・修理・点検・整備・車検費用、免許取得費用、簡易な建築物の購入・設置・解体・改修資金、設備投資関連以外の農業運転資金、他金融機関の農機具ローン資金借換
貯金担保貸付	生活資金など
共済担保貸付	生活資金など
年金担保貸付	生活資金など

※ 上記の他にも融資商品をご用意しております。店頭窓口もしくは専門担当者までお問い合わせください。

<当JA 提携保証会社> 富山県農業信用基金協会、協同住宅ローン株式会社
 三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジャックス
 富山県信用保証協会、全国保証株式会社

【主なその他のサービス】

種類	内容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当農協のATMをはじめ、全国の提携金融機関やコンビニ、ゆうちょ銀行のATMでご利用できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立て下さい。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
JAカード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金がご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J·Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当農協のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※各手数料(令和4年5月末現在)には、消費税が含まれています。

○内国為替の取扱手数料

			店頭表示(員外)	組合員様がご依頼のもの	
			他金融機関宛 (系統含む)	系統機関宛	他金融機関宛
振込手数料	電信扱い	1万円未満	440円	220円	440円
		1万円以上 3万円未満	550円	330円	550円
		3万円以上	770円	550円	770円
	文書扱い	1万円未満	330円	110円	330円
		1万円以上 3万円未満	440円	220円	440円
		3万円以上	660円	440円	660円
送金手数料	普通扱い	1件につき		660円	
	電信扱い	1件につき		880円	
代金取立手数料	普通扱い	1通につき		660円	
	至急扱い	1通につき		880円	
その他手数料	・送金・振込の組戻し料		1通につき	660円	
	・取立手形組戻し料		1通につき	660円	
	・取立手形店頭呈示料		1通につき	660円	
	ただし、660円を超える経費を要する場合はその実費を申し受けます。				
	・不渡手形返却料		1通につき	660円	
	・離島回金料 お支払いいただく必要はありません。				

ATM	振替手数料	無 料				
		金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
	振込手数料	1万円未満	無 料	110円	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無 料	110円	110円	220円
		3万円以上	無 料	220円	330円	440円

JAネットバンク (個人)	振替手数料	無 料				
		金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
	振込手数料	1万円未満	無 料	無 料	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無 料	無 料	220円	275円
		3万円以上	無 料	無 料	330円	440円

JAネットバンク (法人IB)	取引種別	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
		振込 (振替手数料)	3万円未満	無 料	220円	330円
	総合振込 手数料	3万円以上	無 料	330円	440円	660円
		3万円未満	無 料	220円	330円	440円
	給与・賞与 振込手数料	3万円以上	無 料	330円	440円	660円
		3万円未満	無 料	110円	110円	220円
		3万円以上	無 料	110円	110円	220円

○貯金ネットサービス顧客手数料

※ご利用可能時間はATMにより異なりますのでご注意下さい。

ATM	取扱日	取扱時間	顧客手数料	
			出金	入金
富山県内JA	平 日	8:00 ~ 21:00	無 料	無 料
	土日・祝日	8:45 ~ 17:00		
富山県外JA	平 日	8:00 ~ 21:00	無 料	無 料
	土日・祝日	8:00 ~ 21:00		
三菱UFJ銀行	平 日	8:00 ~ 8:45	110円	—
		8:45 ~ 18:00	無 料	—
		18:00 ~ 21:00	110円	—
	土日・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	—
ゆうちょ銀行	平 日	8:00 ~ 8:45	220円	110円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~ 21:00	220円	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円	110円
		9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~ 21:00	220円	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円	110円
セブン銀行・ ローソン・ イーネット(※1)	平 日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
		8:45 ~ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ~ 21:00	110円	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	110円
		9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~ 21:00	110円	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	110円
JFマリンバンク	平日・土日祝日	8:00 ~ 21:00	無 料	—

(※1)イーネットはファミリーマート設置のATMです。

キャッシング	平 日	8:00 ~ 8:45	110円	—
		8:45 ~ 18:00	無 料	—
		18:00 ~ 21:00	110円	—
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	—
		9:00 ~ 14:00	無 料	—
		14:00 ~ 21:00	110円	—
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	—

(注) “—”は、ご利用いただけない取引です。

信用手数料一覧

(令和3年2月15日)

項目	単位	金額	備考
各種口座振替 「 紙媒体による持込 」	1件	155 円	
各種口座振替 「 データによる持込 」	1件	88 円	
各種口座振替 「 定時自動集金 」	1件	55 円	
各種口座振替 「 法人ネットバンク伝送 」	1件	33 円	
手形用紙代	1枚	132 円	
手形用紙代	1冊	1,320 円	
マル専口座取扱(割賦販売通知書)	1通	3,300 円	
〃 手形用紙	1枚	550 円	
小切手用紙代	1冊	1,320 円	
残高証明書	1件	550 円	
残高証明書(監査法人向け)	1件	3,300 円	
証書・通帳再発行	1件	1,100 円	
キャッシュカード発行	1件	0 円	
キャッシュカード再発行(磁気カード→ICカード)	1件	0 円	
キャッシュカード再発行(ICカード→ICカード) (注1)	1件	1,100 円	
キャッシュカード再発行(一体型→一体型) (注1)	1件	1,100 円	別途UFJニコス所定手数料負担有
取引履歴明細票発行	1枚	110 円	
暗証番号照会料	1回	550 円	
貸出業務手数料	ローンカード再発行	550 円	
	返済条件変更	5,500 円	貯担・共済担保解除
	全額線上返済	5,500 円	貯担・共済担保解除
	一部線上返済	3,300 円	住宅ローン・貯担・共済担保解除
	住宅ローン一部線上返済(ネットバンク)	0 円	
	住宅ローン融資実行手数料	11,000 円	
融資可能証明書	1件	5,500 円	
定額自動送金サービス	年間基本料	660 円	振込手数料は別途為替手数料
JAネットバンクサービス利用(個人)	月額	0 円	
JAネットバンクサービス利用(法人)	月額	1,100 円	照会・振込サービス(リアル系取引)
JAネットバンクサービス利用(法人)	月額	3,300 円	照会・振込サービス(リアル系取引) データ 伝送サービス(総振・給振・口座振替)
JAデータ伝送サービス(AnslerDATAPORT方式)	月額	3,300 円	
国債等保護預り口座管理	1口座月額	110 円	
個人向け国債口座管理	〃	110 円	
登記簿謄本等発行利用料	1案件	714 円	
別紙両替・金種指定出金・大量硬貨入金手数料表による			

(料金記載の金額には、10%の消費税が含まれています)

(注1)キャッシュカードの磁気不良による再発行は無料

両替・金種指定出金・大量硬貨入金手数料一覧

(令和3年2月15日)

項目	枚 数	金額	備考			
両替手数料	1枚～100枚	無料	◎無料での取扱いは、1日1回限り			
	101枚～300枚	110 円				
	301枚～1000枚	330 円				
	1001枚～2000枚	660 円				
	2001枚以上は1000枚毎に330円加算					
	◎同一金種・汚損紙幣・硬貨や記念硬貨は無料					
◎両替の取扱い枚数は、お客様が受取る枚数、または持参される枚数のいずれか多い方						
◎新券への両替は、同一金種であっても100枚を超える部分は有料						
金種指定出金手数料	1枚～100枚	無料	◎無料での取扱いは1日1回限り			
	101枚～300枚	110 円				
	301枚～1000枚	330 円				
	1001枚～2000枚	660 円				
	2001枚以上は1000枚毎に330円加算					
	◎お引出し総枚数から1万円紙幣を除いた枚数で計算します					
但し、1万円紙幣が新券の場合は、お取扱い枚数に含みます						
大量硬貨入金手数料	1枚～1000枚	無料				
	1001枚～2000枚	550 円				
	2001枚以上は1000枚毎に220円加算					
	◎入金の際に、硬貨の枚数が1001枚以上になる場合は入金手数料が必要					
	但し、農産物販売代金等の入金は対象外とする					
	◎当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金への入金や振込、税金等の納付、払込が対象					
但し、寄付金や義援金の振込、払込は無料						
◎オープン出納機・OTM等、機器で計数できないものはお預りできません						

(料金記載の金額には、10%の消費税が含まれています)

【キャッシュサービス一覧】

設置場所	所在地	稼働時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝祭日
金融共済部金融本店	南砺市荒木 5318	8:45～19:00	8:45～17:00	8:45～17:00
う米蔵	南砺市天神 241	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
セルフSS	南砺市遊部 770	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
福光地区センター	南砺市福光 6722	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
南砺市役所福光庁舎前	南砺市荒木 1550	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
サンキューフレッサ店	南砺市荒木 5418	8:45～20:00	8:45～17:00	8:45～17:00

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種類	内容
終身共済	一生涯の万一保障で将来の安心を確保します。万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる入院時に共済金をまとまった一時金で受け取ることができ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院、リハビリ等、様々な治療費にも活用できます。生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	ご契約成立後、1年以内の入院・手術等による共済金のお支払額は50%となりますが、健康に不安のある方もご加入しやすい医療共済です。通院中の方も病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を生涯保障します。持病の悪化・再発もしっかり保障します。
がん共済	がんと闘うための安心を生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
介護共済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に生涯備えられます。
認知症共済	生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので安心です。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」更に「その他の生活習慣病」を幅広く保証します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活中の賠償事故を保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

○ いえに関する保障

種類	内容
建物更生共済 【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種類	内容
自動車共済 【クルマスター】	ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車(二輪・原付も含みます)(注記)に加入が義務づけられる「強制共済(保険)」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

(注記)：トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
(資産の部)					
1. 信用事業資産	65,701,768	64,982,017	(負債の部)		
(1) 現金	246,234	181,794	1. 信用事業負債	67,132,189	66,547,635
(2) 預金	53,128,048	52,281,489	(1)貯金	67,083,221	66,352,666
系統預金	53,126,700	52,280,564	(2)借入金	1,500	-
系統外預金	1,348	925	(3)その他の信用事業負債	44,597	192,098
(3) 有価証券	6,777,647	6,725,986	未払費用	6,548	5,983
国債	5,974,777	5,623,966	その他の中債	38,048	186,115
地方債	704,510	1,002,960	(4)債務保証	2,871	2,871
社債	98,360	99,060	2. 共済事業負債	191,104	157,037
(4) 貸出金	5,265,591	5,528,374	(1)共済資金	102,771	69,861
(5) その他の信用事業資産	302,155	280,764	(2)未経過共済付加収入	87,640	87,176
未収収益	289,518	273,617	(3)その他の共済事業負債	694	-
その他の資産	12,637	7,147	3. 経済事業負債	421,828	298,255
(6) 債務保証見返	2,871	2,871	(1)経済事業未払金	309,556	241,845
(7) 貸倒引当金	△ 20,778	△ 19,261	(2)経済受託債務	110,833	56,126
2. 共済事業資産	361	189	(3)その他の経済事業負債	1,439	284
(1) その他の共済事業資産	361	189	4. 設備借入金	3,117	-
3. 経済事業資産	1,054,194	1,070,344	5. 雜負債	191,148	166,317
(1) 受取手形	4,860	1,613	(1)未払法人税等	24,702	6,876
(2) 経済事業未収金	138,570	163,028	(2)リース債務	25,264	18,691
(3) 経済受託債権	564,293	490,310	(3)資産除去債務	44,908	45,299
(4) 棚卸資産	319,946	394,389	(4)その他の負債	96,274	95,451
購買品	319,937	394,389	6. 諸引当金	93,604	56,338
その他の棚卸資産	9	-	(1)賞与引当金	31,307	29,387
(5) その他の経済事業資産	28,917	23,385	(2)退職給付引当金	39,773	20,321
(6) 貸倒引当金	△ 2,391	△ 2,381	(3)役員退職慰労引当金	22,524	6,631
4. 雜資産	156,125	149,836	7. 繰延税金負債	17,402	10,608
(1) 雜資産	156,125	149,836	負 債 の 部 合 計	68,050,393	67,236,190
(純資産の部)					
5. 固定資産	2,047,067	2,000,983	1. 組合員資本	5,027,614	5,129,110
(1) 有形固定資産	2,023,084	1,979,374	(1)出資金	981,321	977,045
建物	3,904,138	3,935,473	(2)資本準備金	16,642	16,642
機械装置	1,731,853	1,714,988	(3)利益剰余金	4,030,127	4,136,863
土地	630,830	630,830	利益準備金	1,045,000	1,070,000
リース資産	38,746	38,746	その他利益剰余金	2,985,127	3,066,863
その他の有形固定資産	1,020,720	1,054,482	肥料協同購入積立金	1,566	1,566
減価償却累計額	△ 5,303,203	△ 5,395,145	税効果調整積立金	25,350	17,933
(2) 無形固定資産	23,982	21,610	施設整備積立金	790,000	830,000
6. 外部出資	4,230,638	4,236,801	リスク管理積立金	1,085,492	1,135,492
(1) 外部出資	4,273,534	4,280,534	生産安定対策等積立金	19,964	16,852
系統出資	4,099,567	4,099,567	特別積立金	924,465	924,465
系統外出資	85,067	92,067	当期末処分剰余金	138,290	140,555
子会社出資	88,900	88,900	(うち当期剰余金)	(121,882)	(116,399)
(2) 外部出資等損失引当金	△ 42,896	△ 43,733	(4)処分未済持分	△ 477	△ 1,440
			2. 評価・換算差額等	112,147	74,869
			(1)その他有価証券評価差額金	112,147	74,869
			純 資 産 の 部 合 計	5,139,760	5,203,979
資 産 の 部 合 計	73,190,153	72,440,170	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	73,190,153	72,440,170

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
1. 事業総利益	1,355,307	1,302,357	(11) 加工・利用事業収益	394,554	387,494
事業収益	3,785,035	4,344,623	(12) 加工・利用事業費用	234,991	222,614
事業費用	2,429,728	3,042,266	(うち貸倒引当金戻入益)	-	-
(1) 信用事業収益	402,486	401,490	加工・利用事業総利益	159,562	164,880
資金運用収益	385,823	385,346	(13) 介護保険・福祉事業収益	121,631	110,169
(うち預金利息)	(257,987)	(241,216)	(14) 介護保険・福祉事業費用	29,133	30,408
(うち有価証券利息)	(50,750)	(42,629)	介護保険・福祉事業総利益	92,498	79,762
(うち貸出金利息)	(64,794)	(65,424)	(15) その他事業収益	37,224	31,293
(うちその他受利息)	(12,291)	(36,077)	(16) その他事業費用	30,863	24,022
役務取引等収益	13,068	13,801	(うち貸倒引当金戻入額)	-	-
その他経常収益	3,595	2,343	(うち貸倒引当金繰入額)	(500)	-
(2) 信用事業費用	50,070	43,835	その他事業総利益	6,362	7,271
資金調達費用	7,967	5,229	(17) 指導事業収入	21,021	24,461
(うち貯金利息)	(7,083)	(4,641)	(18) 指導事業支出	65,327	67,958
(うち給付補填備金繰入)	(829)	(547)	指導事業収支差額	△ 44,306	△ 43,497
(うち借入金利息)	(48)	(19)	2. 事業管理費	1,297,204	1,240,054
(うちその他支払利息)	(7)	(22)	(1) 人件費	914,304	874,426
役務取引等費用	3,344	3,277	(2) 業務費	99,207	100,617
その他経常費用	38,759	35,330	(3) 諸税負担金	40,015	37,669
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,743)	(△1,518)	(4) 施設費	236,165	222,520
信用事業総利益	352,416	357,655	(5) その他事業管理費	7,513	4,823
(3) 共済事業収益	256,970	255,380	事業利益	58,103	62,303
共済付加収入	235,347	232,865	3. 事業外収益	90,617	104,551
共済貸付金利息	-	-	(1) 受取出資配当金	65,549	67,155
その他の収益	21,623	22,514	(2) 貸貸料	4,434	4,377
(4) 共済事業費用	8,580	10,166	(3) フレッサ賃貸料	18,157	17,550
共済借入金利息	-	-	(4) 雑収入	2,478	15,469
共済推進費	2,014	1,977	4. 事業外費用	17,061	14,248
共済保全費	3,943	4,302	(1) 支払雑利息	94	33
その他の費用	2,623	3,890	(2) 寄付金	-	-
(うち貸倒引当金戻入金)	-	-	(3) 外部出資等損失引当金繰入	772	837
共済事業総利益	248,390	245,211	(4) 外部出資等損失引当金戻入益	-	-
(5) 購買事業収益	2,508,954	3,006,544	(5) フレッサ賃貸費用	15,163	13,018
購買品供給高	2,406,191	2,909,389	(6) 雑損失	1,032	360
修理サービス料	93,901	84,732	経常利益	131,660	152,606
その他の収益	8,861	12,423	5. 特別利益	44,005	18
(6) 購買事業費用	2,081,534	2,623,573	(1) 固定資産処分益	18,731	18
購買品供給原価	2,013,431	2,552,655	(2) 収用に係る移転補償金	25,274	-
その他の費用	68,103	70,917	6. 特別損失	10,035	11,799
(うち貸倒引当金戻入益)	(△305)	(△9)	(1) 固定資産処分損	8,067	8,686
購買事業総利益	427,420	382,971	(2) 固定資産圧縮損	1322	3,113
(7) 販売事業収益	89,173	90,724	(3) 減損損失	-	-
販売手数料	71,978	73,853	(3) 生産安定対策費用	645	-
その他の収益	17,194	16,870	税引前当期利益	165,630	140,825
(8) 販売事業費用	11,182	12,800	7. 法人税・住民税及び事業税	38,087	17,000
その他の費用	11,182	12,890	8. 法人税等調整額	5,661	7,417
(うち貸倒引当金戻入益)	(△176)	-	法人税等合計	43,748	24,426
販売事業総利益	77,991	77,833	当期剰余金	121,882	116,399
(9) 保管事業収益	37,787	31,425	当期首繰越剰余金	10,102	13,627
(10) 保管事業費用	2,811	1,155	税効果調整積立金取崩額	5,661	7,417
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	生産安定対策等積立金取崩額	645	3,113
保管事業総利益	34,975	30,270	当期末処分剰余金	138,290	140,555

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前当期利益	165,630	140,825	(その他の資産及び負債の増減)		
減価償却費	153,096	1,979	その他の資産の純増減	12,114	8,572
減損損失	-	-	その他の負債の純増減	2,539	△ 3,290
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 1,724	△ 1,527	未払消費税等の増減額	△ 20,932	△ 1,601
貰与引当金の増減額(△は減少)	476	△ 1,920	信用事業資金運用による収入	415,800	388,571
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 19,168	△ 19,452	信用事業資金調達による支出	△ 14,840	△ 6,172
その他引当金等の増減額(△は減少)	5,059	△ 15,056	共済貸付金利息による収入	-	-
信用事業資金運用収益	△ 396,836	△ 372,707	共済借入金利息による支出	-	-
信用事業資金調達費用	7,967	5,229	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 6,407	△ 6,154
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 65,549	△ 67,155	小 計	1,461,642	△ 1,880,470
支払雑利息	94	-	雑利息及び出資配当金の受取額	65,549	67,155
有価証券関係損益(△は益)	11,013	△ 12,639	雑利息の支払額	△ 116	△ 16
固定資産売却損益(△は益)	△ 18,731	-	法人税等の支払額	△ 45,402	△ 34,835
外部出資関係損益(△は益)	1,000	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,481,673	△ 1,848,166
その他固定資産関係損益	791	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の取得による支出	△ 600,000	△ 811,474
貸出金の純増減	△ 374,899	△ 262,783	有価証券の償還による収入	799,990	897,931
預金の純増減	△ 200,000	△ 900,000	補助金等の受入れによる収入	1,571	-
貯金の純増減	1,830,379	△ 730,555	固定資産の取得による支出	△ 290,421	4,381
信用事業借入金の純増減	△ 1,500	△ 1,500	固定資産の売却による収入	39,572	39,850
その他の信用事業資産の純増減	689	6,184	外部出資による支出	-	△ 7,000
その他の信用事業負債の純増減	△ 48,905	148,481	外部出資の売却等による収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,899	47,969
共済貸付金の純増減	-	-	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済借入金の純増減	-	-	設備借入金の返済による支出	△ 4,117	△ 1,500
共済資金の純増減	△ 77,389	△ 32,910	出資の払戻しによる支出	△ 1,272	△ 4,261
未経過共済付加収入の純増減	△ 3,908	△ 464	持分の譲渡による収入	316	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	△ 544	△ 963
受取手形及び経済事業未収金の純増減	17,931	△ 21,211	出資配当金の支払額	△ 3,517	△ 3,509
経済受託債権の純増減	45,885	73,983	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,134	△ 10,233
棚卸資産の純増減	531	△ 74,783	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,410,640	△ 1,810,430
支払手形及び経済事業未払金の純増減	51,506	△ 67,711	5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,063,642	3,474,282
経済受託債務の純増減	△ 10,071	△ 54,707	6. 現金及び現金同等物の期末残高	3,474,282	1,663,852

4. 注記表

(令和2年度)

(令和2年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 満期保有目的の債券 : 債却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（農機具製品、自動車） …個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- その他の棚卸資産 …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のように計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

(令和2年度)

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

正常先債権及び要注意債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（4）ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

（5）消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償還を行っています。

（6）決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(令和2年度)

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,586,494千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652千円
構築物	329,753千円
機械装置	1,855,884千円
車両運搬具	3,783千円
工具器具備品	98,816千円
土地	3,606千円

(2) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証票の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。

金銭債務は12,390千円です。

(4) 信用事業を行うJAに要求される注記

貸出金のうち、リスク管理債権等の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は13,311千円です。延滞債権額は52,517千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

(令和2年度)

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,828千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

III. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	120千円
②子会社との取引による費用総額	1,001千円

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

IV. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸

(令和2年度)

倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,717千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(令和2年度)

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	53,128,048	53,128,788	740
有価証券			
満期保有目的の債券	498,897	505,360	6,463
その他有価証券	6,278,750	6,278,750	—
貸出金	5,267,453		
貸倒引当金	△ 20,778		
貸倒引当金控除後	5,246,674	5,313,437	66,763
資 産 計	65,152,369	65,226,335	73,966
貯 金	67,083,221	67,090,406	7,185
負 債 計	67,083,221	67,090,406	7,185

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金1,862千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

(令和2年度)

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	4,273,534
外部出資損失等引当金	△ 42,896
外部出資損失等引当金控除後	4,230,638

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	53,128,048	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	200,000	200,000	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	700,000	600,000	1,400,000	500,000	400,000	2,400,000
貸 出 金	768,345	451,111	453,922	388,135	317,942	2,881,851
合 計	54,696,393	1,251,111	2,053,922	888,135	717,942	5,281,851

※貸出金のうち、当座貸越163,325千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等4,286千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	55,606,313	4,449,355	5,687,966	700,713	537,546	101,328

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(令和2年度)

V. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	498,897	505,360	6,463
	合 計	498,897	505,360	6,463

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	5,282,960	5,111,835
	地方債	101,160	100,000
	小 計	5,384,120	5,211,835
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	192,920	197,714
	地方債	603,350	614,303
	社 債	98,360	100,000
	小 計	894,630	912,016
	合 計	6,278,750	6,123,851
			154,899

上記の評価差額から繰延税金負債42,752千円を差し引いた額112,147千円が、「その他有価証券評価差額」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(令和2年度)

VI. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	58,941千円
退職給付費用	45,156千円
退職給付の支払額	△16,353千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△23,779千円
特定退職共済制度への拠出金	△24,193千円
期末における退職給付引当金	39,773千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	825,445千円
特定退職金共済制度	△182,170千円
年金資産	△603,502千円
未積立退職給付債務	39,773千円
退職給付引当金	39,773千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	45,156千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,753千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は137,208千円となっています。

(令和2年度)

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	630千円
賞与引当金	8, 641千円
退職給付引当金	10, 977千円
役員退職慰労引当金	6, 217千円
外部出資等損失引当金	11, 839千円
JAバンク支援積立金	9, 824千円
資産除去債務	12, 395千円
減損損失	61, 416千円
その他	4, 373千円
繰延税金資産小計	126, 313千円
評価性引当額	△100, 048千円
繰延税金資産合計（A）	26, 246千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	42, 752千円
資産除去債務（固定資産増加分）	914千円
繰延税金負債合計（B）	43, 666千円
繰延税金負債の純額（B）－（A）	17, 401千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27. 6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2. 3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3. 5%
事業分量配当金	△1. 0%
住民税均等割等	0. 4%
法人税特別控除	△0. 2%
評価性引当額の増減	1. 1%
その他	△0. 3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26. 4%

VIII. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフロー計算書における資金範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」と「預金」の中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

(令和3年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 満期保有目的の債券 : 債却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（農機具製品、自動車） …個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部で行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法、受託販売における共同計算の会計処理の方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

(会計上の見積りに関する注記)

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性に関する情報」、「固定資産の減損の見積りに関する情報」、「貸倒引当金の見積りに関する情報」を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 18,804千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュフローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 21,642千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,586,494 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652 千円
構築物	329,753 千円
機械装置	1,855,884 千円
車両運搬具	3,783 千円
工具器具備品	98,816 千円
土地	3,606 千円

(令和3年度)

(2) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証票の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。

金銭債務は 12,862 千円です。

(4) 貸出金のうち、リスク管理債権等の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は1,709千円です。延滞債権額は50,149千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,858千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

- | | |
|-----------------|----------|
| ①子会社との取引による収益総額 | 120 千円 |
| ②子会社との取引による費用総額 | 1,001 千円 |

VII. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が33,153千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(令和3年度)

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	52,281,489	52,282,124	635
有価証券			
満期保有目的の債券	399,426	401,500	2,074
その他有価証券	6,326,560	6,326,560	—
貸出金	5,528,374		
貸倒引当金	△ 19,261		
貸倒引当金控除後	5,509,113	5,586,878	77,765
資産計	64,516,588	64,597,062	80,474
貯金	66,352,666	66,353,690	1,023
負債計	66,352,666	66,353,690	1,023

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

(令和3年度)

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

i) 質金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	4,280,534
外部出資損失等引当金	△ 43,733
外部出資損失等引当金控除後	4,236,801

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	52,281,489	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	600,000	1,400,000	500,000	400,000	-	3,200,000
貸出金	797,071	485,666	444,188	379,724	338,938	3,079,373
合計	53,878,560	2,085,666	944,188	779,724	338,938	6,279,373

※貸出金のうち、当座貸越179,264千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,413千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	54,493,442	6,051,062	4,994,386	516,969	216,508	80,299

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(令和3年度)

VII. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	399,426	401,500	2,074
合計		399,426	401,500	2,074

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	4,639,770	4,502,165
	地方債	101,070	100,000
	小計	4,740,840	4,602,165
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	584,770	601,834
	地方債	901,890	919,150
	社債	99,060	100,000
	小計	1,585,720	1,620,985
合計	6,326,560	6,223,150	103,410

上記の評価差額から繰延税金負債28,541千円を差し引いた額74,869千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

VIII. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(令和3年度)

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	39,773 千円
退職給付費用	45,445 千円
退職給付の支払額	△ 19,321 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 22,549 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 23,027 千円
期末における退職給付引当金	<hr/> 20,321 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	775,994 千円
特定退職金共済制度	△ 187,225 千円
年金資産	△ 568,449 千円
未積立退職給付債務	<hr/> 20,321 千円
退職給付引当金	<hr/> 20,321 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	45,445 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,190千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は120,305千円となっています。

(令和3年度)

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	610 千円
賞与引当金	8,111 千円
退職給付引当金	5,609 千円
役員退職慰労引当金	1,830 千円
外部出資等損失引当金	12,070 千円
J A バンク支援積立金	9,916 千円
資産除去債務	12,503 千円
減損損失	60,793 千円
その他	2,756 千円
繰延税金資産小計	114,198 千円
評価性引当額	△ 95,393 千円
繰延税金資産合計 (A)	18,804 千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	28,541 千円
資産除去債務（固定資産增加分）	871 千円
繰延税金負債合計 (B)	29,412 千円
繰延税金負債の純額 (B) - (A)	10,608 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.3 %
事業分量配当金	△ 3.7 %
住民税均等割等	0.4 %
法人税特別控除	△ 1.6 %
評価性引当額の増減	△ 3.3 %
その他	△ 0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.3 %

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2年度	3年度
1. 当期末処分剰余金	138,290	140,555
2. 剰余金処分額	124,663	127,369
(1) 利益準備金	25,000	25,000
(2) 任意積立金	90,000	80,000
うち施設整備積立金	(40,000)	(10,000)
うちリスク管理積立金	(50,000)	(20,000)
うち農業振興積立金	-	(50,000)
(3) 出資配当金	3,510	3,494
うち普通出資に対する配当金	(3,510)	(3,494)
(4) 事業分量配当金	6,154	18,875
3. 次期繰越剰余金	13,627	13,187

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和2年度 0.36% 令和3年度 0.36%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和2年度 米出荷量60Kg当たり10円の割合、肥料供給高1,000円当たり10円の割合、農薬供給高1,000円当たり10円の割合

令和3年度 米出荷量60Kg当たり10円の割合、肥料供給高1,000円当たり10円の割合、農薬供給高1,000円当たり10円の割合

令和3年度(特別事業分量配当) 米出荷量60Kg当たり100円の割合

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和2年度 10,000千円 令和3年度 10,000千円

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図るため	農協・全農各段階で積み立てるものとし総額63億円を目標とし、このうち当農協の積立目標額は1,565,940円とする。 肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、価格上昇相当額を取り崩す。
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の額を限度とする。 繰延税金資産の回収された年度において回収相当額を取り崩す。
施設整備積立金	農業関連施設及び生活関連施設の取得・再取得及び整備・修繕・運営等に係る経費負担に備えるため	積立金の目標額は、10億円とする。 農業関連施設及び生活関連施設の取得・再取得及び修繕を行った場合、減価償却費または整備費・修繕費及び運営費等で多額の経費を要したときに取り崩す。
リスク管理積立金	有価証券運用のリスク負担と貸出金等(経済事業未収金含む)及び外部出資等の不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付引当金の引当、米の直売に係るリスク、事務リスク等、その他農協経営に与える重大なリスクに備えるため	有価証券貸出等(経済事業未収金含む)、固定資産、外部出資等の期末帳簿価格の80/1000とする。 有価証券売却損・評価損が生じたとき、自己査定時に貸出金(経済事業未収金含む)及び外部出資等を償却・引当したとき、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付債務に係る外部積立の減損により重大な影響が生じたとき、米の直売にかかる損失が生じたとき、事務リスク等に損失が生じたとき、その他農協経営に与える重大な損失が生じたときに相当額を取り崩す。
生産安定対策等積立金	今後の米穀の安定生産において適正かつ均衡ある生産・販売・流通システム構築に係る安定生産確保に備え、JA経営の健全性を確保するため	63,099,613円とする。 単年度毎の生産安定対策に係る相当額を取り崩す。
農業振興積立金	農作物価格や生産資材価格の著しい変動もしくは大規模な自然災害など、予期せぬ不測の事態に備え、地域農業の継続に必要な資金を確保するため	積立金の目標額は、10億円とする。 農作物価格や生産資材価格の著しい変動もしくは大規模な自然災害、その他の事由により生産者の経営に重大な影響がある場合、地域農業の継続のために支出した経費相当額を取り崩す。

6. 部門別損益計算書

(2年度)

(単位:千円)

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	3,909,602	402,486	256,970	1,752,520	1,484,825	12,801	
事業費用	②	2,554,295	50,070	8,580	1,259,484	1,189,291	46,870	
事業総利益 (①-②)	③	1,355,307	352,416	248,390	493,036	295,534	△ 34,069	
事業管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	④ ⑤ ⑥	1,297,204 (154,839) (914,304)	261,196 (9,828) (169,976)	150,373 (4,908) (128,129)	406,398 (102,788) (243,256)	414,760 (35,750) (315,218)	64,477 (1,565) (57,725)	
うち共通管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑦ ⑧ ⑨		66,894 (5,957) (40,250)	35,306 (3,144) (21,244)	103,516 (9,217) (62,286)	84,636 (7,537) (50,924)	7,658 (682) (4,608)	△ 298,010 (△26,537) (△179,312)
事業利益 (③-④)	⑩	58,103	91,220	98,017	86,638	△ 119,226	△ 98,546	
事業外収益	⑪	90,617	58,213	12,675	11,216	7,867	646	
うち共通分	⑫		5,640	2,977	8,726	7,136	646	△ 25,125
事業外費用	⑬	17,061	3,584	1,892	5,640	5,535	410	
うち共通分	⑭		3,584	1,892	5,548	4,535	410	△ 15,969
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	131,660	145,849	108,800	92,214	△ 116,893	△ 98,310	
特別利益	⑯	44,005	9,873	5,211	15,300	12,491	1,130	
うち共通分	⑰		9,873	5,211	15,277	12,491	1,130	△ 43,982
特別損失	⑱	10,035	2,305	1,420	3,605	2,490	215	
うち共通分	⑲		1,874	989	2,899	2,371	215	△ 8,348
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	165,630	153,417	112,591	103,909	△ 106,892	△ 97,395	
営農指導事業分配賦額	㉑		-	-	97,395	-	△ 97,395	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (㉐-㉑)	㉒	165,630	153,417	112,591	6,514	△ 106,892		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業 農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	22.45	11.85	34.73	28.40	2.57	100.00
営農指導事業	-	-	100.00	-	-	100.00

(3年度)

(単位:千円)

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,338,980	401,490	255,380	2,058,512	1,609,052	14,546	
事業費用	②	3,036,623	43,835	10,168	1,591,192	1,344,555	46,873	
事業総利益 (①-②)	③	1,302,357	357,655	245,212	467,320	264,497	△ 32,327	
事業管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	④ ⑤ ⑥	1,240,054 (144,028) (874,426)	247,595 (6,956) (161,420)	147,569 (3,503) (126,720)	408,873 (100,668) (247,030)	373,005 (31,489) (281,114)	63,012 (1,412) (58,142)	
うち共通管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑦ ⑧ ⑨		62,778 (3,177) (40,023)	34,101 (1,726) (21,741)	99,068 (5,014) (63,157)	74,953 (3,793) (47,784)	7,243 (367) (4,618)	△ 218,143 (△14,077) (△177,323)
事業利益 (③-④)	⑩	62,303	110,060	97,643	58,447	△ 108,508	△ 95,339	
事業外収益	⑪	104,551	64,844	12,561	17,822	8,716	608	
うち共通分	⑫		5,270	2,863	8,315	6,292	608	
事業外費用	⑬	14,248	3,208	1,743	5,096	3,831	370	
うち共通分	⑭		3,208	1,743	5,063	3,831	370	
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	152,606	171,696	108,461	71,173	△ 103,623	△ 95,101	
特別利益	⑯	18	-	-	-	18	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	
特別損失	⑱	11,799	9	5	6,474	5,310	1	
うち共通分	⑲		9	5	14	11	1	
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	140,825	171,687	108,456	64,699	△ 108,915	△ 95,102	
営農指導事業分配賦額	㉑		-	-	95,102	-	△ 95,102	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉐-㉑)	㉒	140,825	171,687	108,456	△ 30,403	△ 108,915		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業 農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	22.57	12.26	35.62	26.95	2.60	100.00
営農指導事業	-	-	100.00	-	-	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月20日
福光農業協同組合
代表理事組合長 嶋田 浩司

8. 会計監査人の監査

2020年度及び2021年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、会計監査人みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人)

項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常収益	4,516	4,429	4,127	3,909	4,339
信用事業収益	533	525	443	402	401
共済事業収益	286	284	277	257	255
農業関連事業収益	1,828	1,734	1,662	1,773	2,073
生活その他事業収益	1,869	1,887	1,746	1,477	1,609
経常利益	185	184	182	132	153
当期剰余金	133	263	156	122	116
出資金	987	985	983	981	977
(出資口数)	(986,638)	(985,044)	(983,465)	(981,321)	(977,045)
純資産額	4,742	4,984	5,132	5,140	5,204
総資産額	72,076	72,104	71,536	73,190	72,440
貯金等残高	66,029	65,823	65,253	67,083	66,353
貸出金残高	4,687	5,031	4,891	5,266	5,528
有価証券残高	7,350	7,427	7,118	6,778	6,726
剰余金配当金額	10	10	10	10	
出資配当額	4	4	4	4	3
事業利用分量配当額	6	6	6	6	19
職員数	190	190	188	183	171
単体自己資本比率	17.50%	18.52%	16.84%	17.12%	17.58%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いは行っていません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円)

項目	2年度	3年度	増減
資金運用収支	378	380	2
役務取引等収支	10	11	1
その他信用事業収支	△35	△33	2
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	352 0.54%	358 0.55%	6 0.01%
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,490 2.06%	1,438 1.80%	△52 △0.26%
事業純益		198	
実質事業純益		198	
コア事業純益		198	
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)		198	

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

5. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

6. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

7. 事業純益=事業粗利益-一般管理費-一般貸倒引当金繰入額

8. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

9. コア事業純益: 実質事業純益-国債等債券関係損益

10. コア事業純益(投資信託解約損益を除く)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

項目	2年度			3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	64,273	372	0.58%	64,598	349	0.54%
うち預金	52,082	257	0.49%	52,619	241	0.46%
うち有価証券	6,711	50	0.75%	6,422	43	0.67%
うち貸出金	5,270	65	1.24%	5,557	65	1.17%
資金調達勘定	66,234	6	0.01%	66,661	5	0.01%
うち貯金・定期積金	66,231	6	0.01%	66,660	5	0.01%
うち借入金	3	0	1.92%	1	0	1.90%
総資金利ざや			0.12%			0.16%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	2年度増減額	3年度増減額
受取利息	△ 30	△ 24
うち預金	△ 17	△ 17
うち有価証券	△ 7	△ 8
うち貸出金	△ 6	1
支払利息	△ 3	△ 3
うち貯金・定期積金	△ 3	△ 3
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△ 0	△ 0
差引	△ 27	△ 22

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

種類	2年度		3年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	20,993	31.7%	23,227	34.8%	2,234
定期性貯金	45,238	68.3%	66,660	65.2%	21,422
その他の貯金	-	-	-	-	-
計	66,231	100.0%	89,887	100.0%	23,656
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	66,231	100.0%	89,887	100.0%	23,656

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円)

種類	2年度		3年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	43,340	100.0%	41,009	100.0%	△ 2,331
うち固定金利定期	43,318	100.0%	40,985	99.9%	△ 2,333
うち変動金利定期	22	0.0%	24	0.1%	2

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種類	2年度		3年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	27		23		△ 4
証書貸付	5,054		4,751		△ 303
当座貸越	190		186		△ 4
合計	5,271		4,960		△ 311

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円)

種類	2年度		3年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	4,039	76.7%	4,344	78.6%	305
変動金利貸出	1,227	23.3%	1,184	21.4%	△ 43
合計	5,266	100.0%	5,528	100.0%	262

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	2年度	3年度	増減
貯金・定期積金等	210	243	33
不動産	115	93	△22
その他担保物	55	44	△11
小計	380	380	△0
農業信用基金協会保証	2,234	2,341	107
その他保証	460	573	113
小計	2,694	2,914	220
信用用	2,192	2,234	42
合計	5,266	5,528	262

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	2年度	3年度	増減
その他担保物	3	3	0
合計	3	3	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

種類	2年度		3年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	4,293	81.5%	4,581	82.9%	288
運転資金	972	18.5%	947	17.1%	△25
合計	5,266	100.0%	5,528	100.0%	262

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円)

種類	2年度		3年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	246	4.7%	534	9.7%	288
林業	3	0.1%	11	0.2%	8
水産業		-		-	-
製造業		-	457	8.3%	-
鉱業		-	3	0.1%	-
建設・不動産業	29	0.6%	410	7.4%	381
電気・ガス・熱供給水道業		-	34	0.6%	-
運輸・通信業		-	85	1.5%	-
金融・保険業	597	11.3%	675	12.2%	78
卸売・小売・サービス業・飲食業	7	0.1%	643	11.6%	636
地方公共団体	1,518	28.8%	1,564	28.3%	46
その他	2,867	54.4%	1,114	20.1%	△1,753
合計	5,267	100.0%	5,528	100.0%	261

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	2年度	3年度	増減
農業	311	532	221
穀作	149	159	10
果樹・樹園農業	21	202	181
養豚・肉牛・酪農	2	0	△2
その他農業	139	170	31
合計	311	532	221

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、

農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる

農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種類	2年度	3年度	増減
プロパー資金	106	135	29
農業制度資金	205	397	192
農業近代化資金	198	390	192
その他制度資金	7	7	0
合計	311	532	221

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行う

ことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び

③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

(8) リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	2年度	3年度	増減
破綻先債権額	13		△ 13
延滞債権額	53		△ 53
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合計	66		△ 66

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のからまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2年度	40	4	27	9	40
	3年度					
危険債権	2年度	26	8	8	10	26
	3年度					
要管理債権	2年度	-	-	-	-	-
	3年度	-	-	-	-	-
小計	2年度					
	3年度					
正常債権	2年度	5,216				
	3年度					
合計	2年度					
	3年度	0				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

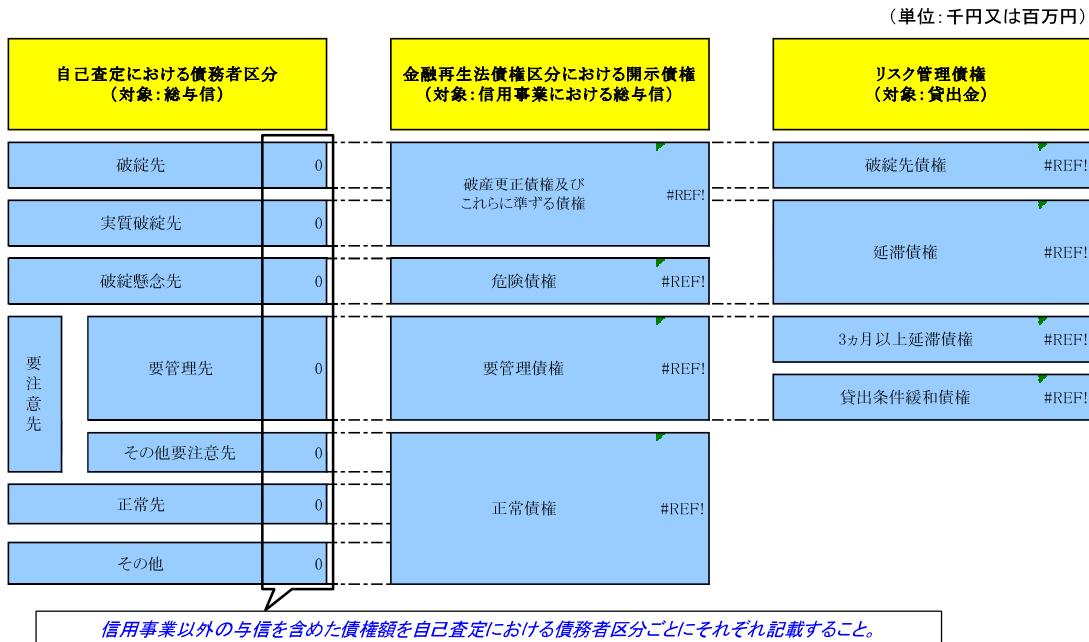
④ 正常債権

上記以外の債権

(10) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係



●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をかけ、当該債権の回収を促進すること等のために、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等のために、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のから今までに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	2年度				3年度				期末残高
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用				目的使用		
一般貸倒引当金	0	2	-	0	2	2	2	-	2
個別貸倒引当金	22	19	-	22	19	19	17	-	19
合計	22	21	-	22	21	21	19	-	19

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	2年度	3年度
貸出金償却額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種類	2年度		3年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	8,054	59,689	9,161	55,906
	金額	9,629	14,942	8,895	14
代金取立為替	件数	-	1	-	2
	金額	-	0	-	1
雜為替	件数	179	528	130	496
	金額	26	356	17	294
合計	件数	8,233	60,218	9,291	56,404
	金額	9,655	15,298	8,912	14,202

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類	2年度	3年度	増減
国債	6,196	5,461	△ 735
地方債	415	861	446
社債	100	100	85
合計	6,711	6,422	△ 204

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	1年以下 3年以下	1年超 3年超 5年以下 7年以下	5年超 7年超 10年以下	7年超 10年超	期間の定めのないもの	合計
2年度						
国債	800	2,400	900	-	-	1,600
地方債	-	-	-	-	100	600
社債	-	-	-	-	100	-
3年度						
国債	1,100	2,000	200	-	1,100	1,000
地方債	-	-	-	100	-	900
社債	-	-	-	-	100	-

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	2年度			3年度		
		時価	差額	時価	差額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	499	505	6	399	402	2
	合計	499	505	6	399	402	2

[その他有価証券]

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	2年度			3年度		
		取得原価 又は償却原価	差額	額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	5,283	5,112	171	4,640	4,502	138
	地方債	101	100	1	101	100	1
	社債	-	-	-	-	-	-
	小計	5,384	5,212	172	4,741	4,602	139
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	193	198	△5	585	602	△ 17
	地方債	603	614	△11	902	919	△ 17
	社債	98	100	△2	99	100	△ 1
	小計	894	912	△17	1,586	1,621	△ 35
	合計	6,278	6,124	155	6,327	6,223	103

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円又は百万円)

種類	2年度		3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	786,498	47,322,979	505,631	44,915,359
	定期生命共済	46,000	370,800	25,000	369,600
	養老生命共済	193,100	13,627,163	136,700	11,575,089
	うちこども共済	158,100	3,424,471	103,700	3,247,171
	医療共済	26,250	654,100	31,000	655,200
	がん共済	-	87,500	-	85,000
	定期医療共済	-	186,600	-	183,100
	介護共済	132,010	816,283	69,180	869,763
	年金共済	-	96,000	-	96,000
建物更生共済		6,627,330	78,505,520	8,885,710	78,405,104
合計		7,811,189	141,666,946	9,653,222	137,154,216

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円又は百万円)

種類	2年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	592	19,959	206	19,045
	-	-	21,970	25,370
がん共済	191	3,375	95	3,385
	-	563	-	522
合計		191	3,938	22,065
				29,277

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:千円又は百万円)

種類	2年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	148,425	1,256,151	73,223	1,296,061
生活障害共済(一時金型)	33,000	111,000	6,000	117,000
生活障害共済(定期年金型)	11,600	25,300	7,600	32,900
特定重度疾病共済	31,000	31,000	41,500	69,500

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円又は百万円)

種類	2年度		3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	99,262	539,607	96,581	615,602
年金開始後	-	306,505	-	299,760
合計	99,262	846,113	96,581	915,363

(注) 金額は、年金額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円又は百万円)

種類	2年度		3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	21,933,500	17,623	21,887,120	17,431
自動車共済		221,916		202,258
傷害共済	12,167,000	8,206	14,461,900	8,190
団体定期生命共済	-	-	-	-
定期定期生命共済	6,000	49	4,000	24
賠償責任共済		357		332
自賠責共済		25,292		22,222
合計		273,445		250,459

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種類		2年度	3年度
生産資材	肥料	277,704	268,470
	農薬	262,312	251,525
	農機具	394,540	518,777
	飼料	94,181	112,679
	生産雑資材	105,800	348,438
	計	1,134,537	1,499,889
生活資物	米	22,688	20,300
	食料品	41,589	40,683
	酒・塩・タバコ	18,806	17,533
	衣料品・装飾品	31,162	20,848
	日用品	23,447	19,403
	燃料	8,468	7,952
	油類	684,561	804,265
	自動車	307,043	247,496
	その他の耐久資材	128,489	226,846
	商品券他	5,400	4,084
計		1,271,654	1,409,500
合計		2,406,191	2,909,389

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種類		2年度	3年度
農産物	米	1,801,258	1,671,698
	麦	16,988	20,196
	豆・雑穀	167,116	144,391
	野菜	38,754	42,859
	花き	-	-
	植物油	-	-
計		2,024,116	1,879,144
畜産物	生乳	21,189	15,842
	牛	92,758	130,806
	計	113,947	146,648
合計		2,138,063	2,025,792

4. 指導事業

(単位:千円)

項目		2年度	3年度
収入	賦課金	5,588	5,577
	指導事業補助金	1,570	3,463
	実費収入	13,863	15,421
	計	21,021	24,461
支出	営農改善費	41,770	41,513
	生活文化事業費	12,527	14,340
	教育情報費	10,547	10,555
	長期計画研修費	483	1,549
	計	65,327	67,958
差引		△ 44,306	△ 43,497

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項目	2年度	3年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.20	0.02
資本経常利益率	2.57	3.04	0.47
総資産当期純利益率	0.17	0.15	△ 0.02
資本当期純利益率	2.38	2.32	△ 0.06

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剩余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区分	2年度	3年度	増減
貯貸率	期末	7.85	8.33
	期中平均	7.96	8.34
貯証率	期末	10.10	10.14
	期中平均	10.13	9.63

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 千円)

項目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,017,950	5,106,741
うち、出資金及び資本準備金の額	997,963	993,687
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	4,030,127	4,136,862
うち、外部流出予定額	(△) 9,663	22,368
うち、上記以外に該当するものの額	△ 477	△ 1,440
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,320	2,681
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,320	2,681
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額	(イ) 5,020,270	5,109,422
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23,982	21,609
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23,982	21,609
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	23,982	21,609
自己資本			
自己資本の額((イ)ー(ロ))	(ハ)	4,996,288	5,087,813
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		26,443,293	26,271,334
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー		-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額		-	-
うち、上記以外に該当するものの額		-	-
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,728,750	2,655,483
信用リスク・アセット調整額		-	-
オペレーションル・リスク相当額調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	29,172,044	28,926,818
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))		17.12%	17.58%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用して
 3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

			2年度			3年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)			エクスポート ジャーラの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーラの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
		現金	246	-	-	182	-	-
		我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,828	-	-	5,521	-	-
		外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
		国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
		我が国の地方公共団体向け	2,233	-	-	2,585	-	-
		外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
		国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
		地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
		我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
		地方三公社向け	100	1	0	100	1	0
		金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	53,128	10,625	425	52,282	10,456	418
		法人等向け	47	18	1	58	30	1
		中小企業等向け及び個人向け	147	45	2	143	41	2
		抵当権付住宅ローン	304	105	4	413	144	6
		不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
		三月以上延滞等	10	-	-	9	0	0
		取立未済手形	10	2	0	6	1	0
		信用保証協会等保証付	2,234	217	9	2,342	228	9
		株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
		共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
		出資等	344	301	12	345	301	12
		(うち出資等のエクスポートジャーラ)	344	301	12	345	301	12
		(うち重要な出資のエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
		上記以外	8,463	15,126	605	8,424	15,070	603
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
		(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手等に係るエクスポートジャーラ)	4,535	11,339	454	4,536	11,340	454
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャーラ)	25	63	3	29	74	3
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャーラ)	-	-	-	-	-	-
		(うち上記以外のエクスポートジャーラ)	3,902	3,723	149	3,859	3,657	146

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーワイド)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	73,102	26,443	1,058	72,410	26,271	1,051
CVAリスク相当額: 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関連エクスボージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	73,102	26,443	1,058	72,410	26,271	1,051
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	2,728		109	2,655		106
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	29,172		1,166	28,927		1,157

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オーバーバランスを含む)のことをいって、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイ特が150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		2年度			3年度		
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち	
			貸出金等	債券		貸出金等	債券
法 人	農業	214	214		404	404	
	林業	1	1		1	1	
	水産業						
	製造業	3	3	3	2	2	2
	鉱業						
	建設・不動産業	117	28		115	27	
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	運輸・通信業	100		100	100		100
	金融・保険業	57,419	607		56,630	607	
	卸売・小売・飲食・サービス業	7	7		5	5	
日本国政府・地方公共団体		8,063	1,519	6,544	8,111	1,569	6,542
上記以外		549	36		1	492	42
個別人		2,869	2,868		7	2,890	2,890
その他の		3,760				3,659	
業種別残高計		73,102	5,283	6,644	10	72,410	5,546
1年以下		54,185	253	803		53,324	239
1年超3年以下		2,538	134	2,404		2,429	325
3年超5年以下		1,484	584	901		699	299
5年超7年以下		245	245			714	614
7年超10年以下		1,552	1,352	200		2,245	939
10年超		4,940	2,604	2,335		4,925	2,995
期限の定めのないもの		8,158	112			8,074	134
残存期間別合計		73,102	5,284	6,644		72,410	5,546

(注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを行います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクspoージャーを行います。

4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	2年度				3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	0	2	-	0	2	2	3	-	2
個別貸倒引当金	24	21	-	24	21	21	19	-	21
									19

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	2年度				3年度				貸出金 償却	
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	6	3	-	6	3	-	3	2	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別	上記以外	1	1	-	1	1	-	1	1	
	計	18	16	-	18	16	-	16	16	
個別人		24	21	-	24	21	-	21	19	
業種別計								21	19	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替による取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

		2年度			3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%		8,698	8,698		8,704	8,704
	リスク・ウェイト 2%						
	リスク・ウェイト 4%						
	リスク・ウェイト 10%		2,171	2,171		2,283	2,283
	リスク・ウェイト 20%		53,146	53,146		52,293	52,293
	リスク・ウェイト 35%		303	303		411	411
	リスク・ウェイト 50%		138	138		119	119
	リスク・ウェイト 75%		39	39		38	38
	リスク・ウェイト 100%		4,046	4,046		3,997	3,997
	リスク・ウェイト 150%						
	リスク・ウェイト 250%		4,561	4,561		4,565	4,565
その他							
リスク・ウェイト 1250%							
計			73,102	73,102		72,410	72,410

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のため第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいつの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:千円又は百万円)

区分	2年度		3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け		100		100
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け	16		15	
中小企業等向け及び個人向け	3	46	1	38
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化(エクスポージャー)				
中央清算機関関連				
上記以外	36	88	39	78
合計	54	234	55	216

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3.「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立て未済手形・未済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクspoージャーに関する事項

① 出資等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行なう等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参考を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2年度		3年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	4,274	4,274	4,281	4,281
合 計	4,274	4,274	4,281	4,281

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

2年度			3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

2年度		3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

2年度		3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2年度	3年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少しないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップや○○○等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(\triangle EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(ニア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを開示しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 \triangle EVEおよび \triangle NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ \triangle EVEおよび \triangle NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的 開示の対象となる \triangle EVEおよび \triangle NIIと大きく異なる点 特段ありません。

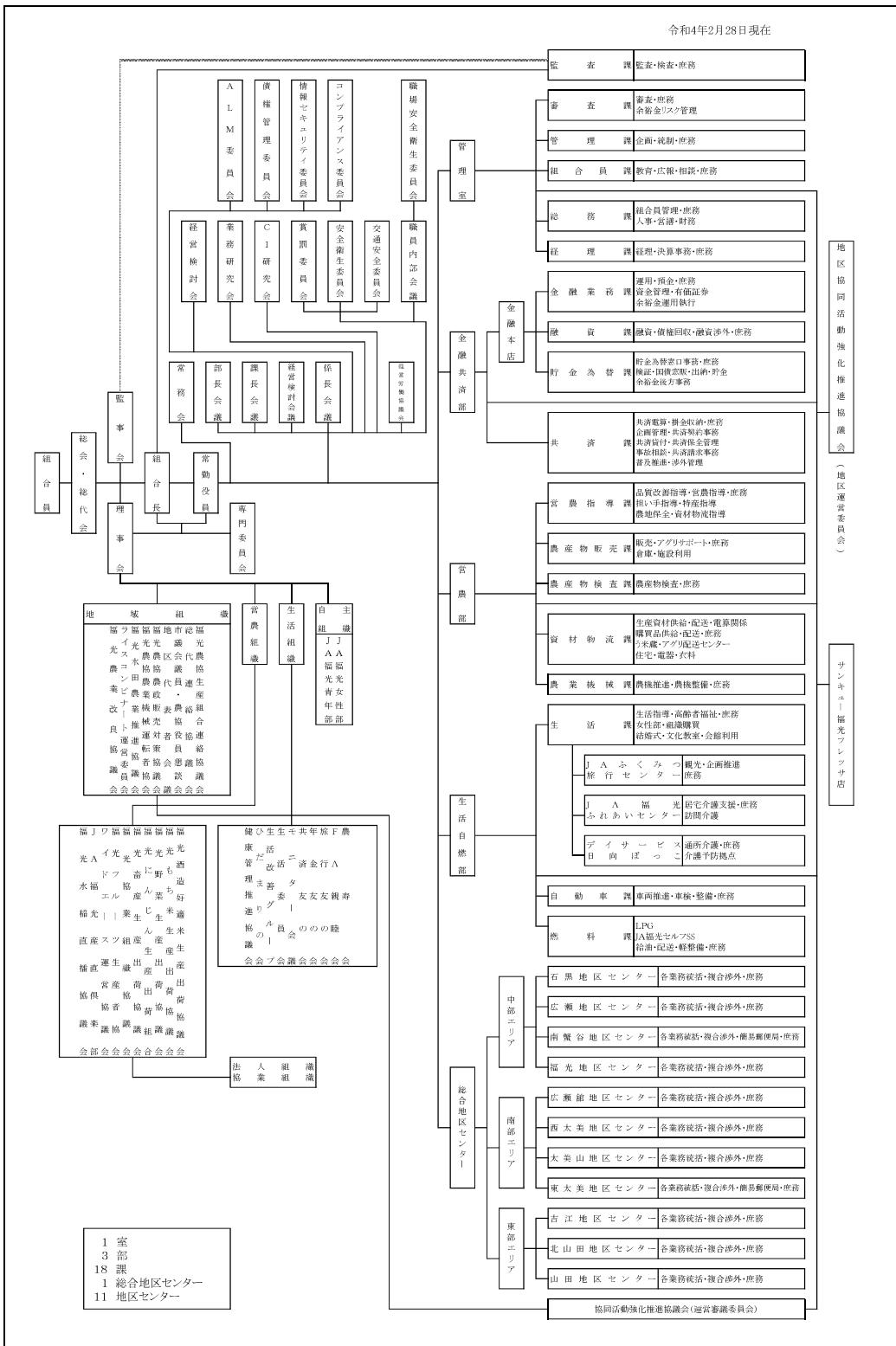
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	\triangle EVE		\triangle NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	304	255	61	71
下方パラレルシフト				
ステイプル化	386	326		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	386	326	61	71
	当期末		前期末	
自己資本の額	5,088		4,996	

【J Aの概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和4年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	幅田浩司	理事	定村仁志
常務理事	池田豊一	理事	坂井敏之
常務理事	富澤年司	理事	神田正夫
理事	高瀬行雄	理事	川原昌彦
理事	山下晴夫	理事	上坂孝
理事	木屋英樹	理事	川合初浩
理事	長谷川慶一	理事	岩崎栄孝
理事	浅野清治	理事	加藤博子
理事	法邑定義	代表・常勤監事	西尾一郎
理事	木下三枝子	監事(員外)	荒井勇一
理事	中田俊二	監事	西村信二
理事	荒山進	監事	江田博史
理事	瀬川政孝		

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 柴田剛氏です。

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	2年度	3年度	増 減
正組合員	3,863	3,829	△34
	個人	3,830	3,796
	法人	33	33
准組合員	1,739	1,733	△6
	個人	1,557	1,550
	その他団体	182	183
合 計	5,602	5,562	△40

5. 組合員の組織

	組織名	構成員数	備 考
生 産 組 織	福光酒米、もち米、優良米生産組合	5組織	5地区
	福光野菜生産出荷協議会	61名	
	福光にんじん生産出荷組合	15名	
	福光畜産生産出荷協議会	2名	
	福光協業組織協議会	48組織	
	福光フルーツ生産者協会	12名	
	土づくり資材散布車(ワイドエース) 運営協議会	3組織	3地区運営委員会
生 活 組 織	大豆コンバイン組合	5組織	5地区運営委員会
	FA親睦会	76名	
	農寿会	151名	
	年金友の会	2,821名	1協議会 11地区
	共済友の会	580名	1協議会 11地区
	旅行友の会	8組織	
	生活モニター会議	17名	
	ひだまりの会	111名	協力会員90名、賛助会員14名、利用会員7名
	グループ・サークル	60名	各支部 7グループ
自 主 組 織	健康管理推進委員会	16名	1協議会 11支部委員会
	生活委員会	16名	
	マイカー倶楽部	876名	
JA福光女性部	JA福光青年部	447名	1本部 11支部
	JA福光青年部	369名	1本部 11支部
地 域 組 織	福光農協生産組合連絡協議会	119名	11地区生産組合協議会
	福光農協農政・販売対策協議会	431名	
	福光農協農業機械運転者協会	172名	
	福光水田農業推進協議会	60名	
	ライスコンビナート運営委員会	34名	11地区運営委員会
	福光農業改良協議会	43名	
	総代協議会	520名	11地区センター
	地区代表者会議	11名	年1回
營 農 組 織	法人組織	33組織	10地区センター
	任意組織(協業・転作)	32組織	9地区センター

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

南砺市(平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る)

8. 店舗等のご案内

(令和4年5月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所(管理室)	南砺市荒木5318	52-1335	
総合地区センター	南砺市荒木5318	52-1325	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木5318	52-1331	2台
金融共済部 共済課	南砺市荒木5318	52-1332	
生活自燃部 生活課	南砺市荒木5318	52-2841	
JAふくみつ旅行センター	南砺市荒木5318	52-8181	
JA福光ふれあいセンター(居宅介護)	南砺市福光1165	52-8585	
JA福光ふれあいセンター(訪問介護)	南砺市福光1192	52-2621	
デイサービス日向ぼっこ(通所介護)	南砺市福光1192	52-3939	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神242	52-8530	
う米蔵	南砺市天神241	52-7171	1台
農機整備場	南砺市天神242-1	52-6616	
生活自燃部 燃料課・自動車課	南砺市荒木990	52-3445	
JA福光セルフSS	南砺市遊部770	52-4170	1台
東太美簡易郵便局	南砺市土生新349	52-2424	
南蟹谷簡易郵便局	南砺市砂子谷1390	58-1011	
店舗外ATM設置店	福光地区センター		1台
	南砺市役所福光庁舎前		1台
	サンキューフレッサ店		1台

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	89
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	90
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	90
○ 事務所の名称及び所在地	92
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	91
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	21～34
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	63
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	63
・経常利益又は経常損失	63
・当期剰余金又は当期損失金	63
・出資金及び出資口数	63
・純資産額	63
・総資産額	63
・貯金等残高	63
・貸出金残高	63
・有価証券残高	63
・単体自己資本比率	63
・剰余金の配当の金額	63
・職員数	63
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	64～76
◇ 主要な業務の状況を示す指標	64,65,76
・事業粗利益及び事業粗利益率	64
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	64
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	64
・受取利息及び支払利息の増減	65
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	76
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	76
◇ 貯金に関する指標	66
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	66
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	66
◇ 貸出金等に関する指標	66
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	66
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	66
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	67
・使途別の貸出金残高	67
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	67
・主要な農業関係の貸出実績	68
・貯貸率の期末値及び期中平均値	76
◇ 有価証券に関する指標	71,76
・商品有価証券の種類別の平均残高	71
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	71
・有価証券の種類別の平均残高	71
・貯証率の期末値及び期中平均残高	76

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	8~11
○ 法令遵守の体制	11,12
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	3~7
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12,13,19
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(損失金処理計算書)	36,37,59
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	69
・破綻先債権に該当する貸出金	69
・延滞債権に該当する貸出金	69
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	69
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	69
○ 自己資本の充実の状況	77~78
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	72
・有価証券	72
・金銭の信託	72
・デリバティブ取引	72
・金融等デリバティブ取引	72
・有価証券店頭デリバティブ取引	72
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71
○ 貸出金償却の額	71
○ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	62